市民意見公募手続の実施事案について

所管課名

こども家庭部 保育・幼稚園課

実施事案名	松山市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正(案)
政策等を策定 する趣旨、 目的及び背景	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の改正に伴い、乳児等のための支援給付に関し市への必要な報告を正当な理由なく怠った保護者等や支給認定証の返還に応じない者に対して、令和8年4月1日から10万円以下の過料を科すことにするもの。
策定根拠と なる法令等	子ども・子育て支援法第82条第1項
- μ ουχυ-	
政策等の案の	
関係資料	
★意見提出期間が30日未満となった理由	
実施結果の 公表予定日	令和7年11月27日(木)